

2004年11月12日

最低賃金制度のあり方に関する研究会ヒアリング〔労働者側の意見〕

須賀 恭孝（連合常任中央執行委員・総合労働局長）

加藤 昇（電機連合中央執行委員・賃金政策部長）

1. 最低賃金制度に求められる意義・役割

- (1) 最低賃金の目的は、最低賃金法第1条に明記してあるように「事業若しくは職業の種類又は地域に応じ、賃金の最低額を保障」することによって、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上および事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」ことにある。労働者の生活の安定や労働力の質的向上、事業の公正競争確保のうえで、最低賃金制度が十分機能しているかどうかなど、水準のあり方や最低賃金決定の仕組みについて、十分な検証を行いながら、今日の経済・社会環境の変化を踏まえつつ、より機能発揮が行われるように改善に努めることが重要だと認識している。
- (2) 日本の労働条件決定メカニズムは、企業内決定・企業内適用が一般的仕組みであり、欧米に比べ社会的波及力に弱い面が指摘される。こうした中で、最低賃金制度は地域別最低賃金、産業別最低賃金が相互に補完しあいながら、地域別、産業別に賃金を下支えすることによって上記に示した目的を果たすための役割を担っている。
- (3) 近年、長期不況の中で労働市場・雇用構造の変化が顕著にみられるようになった。その一つは、失業率の高まりと労働移動の増大である。中でも若年層失業の著しい高まりは喫緊の雇用課題となっている。二つ目は、パートタイム労働者、派遣労働者、有期契約雇用労働者などいわゆる非典型雇用の拡大にみられる雇用形態の多様化である。こうした中で、労働者の賃金や所得格差が拡大することへの懸念も指摘されており、賃金の底支え機能としての最低賃金制度の果たすべき役割の重要性に鑑み、こうした面からも十分な機能発揮が求められる。

2. 安全網としての最低賃金制度のあり方

- (1) 賃金構造基本統計調査結果で推計した全労働者ベースでの地域別最低賃金の影響率（中央最低賃金審議会目安小委員会配布資料）は、わずか1%程度にとどまっている。また、実態賃金（常用雇用労働者やパートタイマーの賃金など）に比べても最低賃金の水準はきわだって低いといえる。産業別最低賃金を含め、最低賃金制度全体としての実効性を高めるため、水準の改善が求められる。



- (2) 雇用形態の多様化が進展する中で、派遣労働者や業務請負企業労働者が増大しているが、一方、こうした派遣・請負労働者の場合、派遣先や注文主の事業所における産業別最低賃金が適用されない場合が一般的である。当該産業における公正な処遇の確保、事業の公正競争確保の観点からも、派遣・請負労働者に対する「働く現場」での産業別最低賃金適用についての検討が必要だと考える。

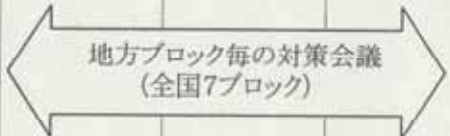
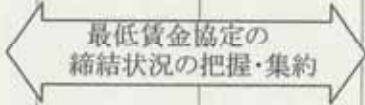
3. 最低賃金制度のあり方（産業別最低賃金制度のあり方を含む）

- (1) 賃金水準は、産業の特性（職務・職種構成や生産工程、地域性、下請け・取引関係など）を反映して、産業や職種毎に相場が形成され、結果、明らかな産業間賃金格差が生じている。したがって、最低賃金制度全体としての実効性を確保するためには、産業や職務・職種に関係なく全ての労働者に共通した賃金のセーフティネット（ナショナルミニマム）である「地域別最低賃金」に加えて「産業別最低賃金」が必要であり、現行産業別最低賃金が当該産業における事業の公正競争確保と実効ある賃金の底支え機能として果たしている役割は大きい。
- (2) わが国の場合、労働条件決定は一般的に企業内労使交渉・企業内労働協約、企業毎の賃金体系に基づいた企業内賃金決定といった内部労働市場をベースとしており、欧米のように産業別労働協約による労働条件の社会的規制や外部労働市場での職種別賃金相場の拡がりが希薄である。こうした中、「わが国唯一の企業の枠を超えた産業別労働条件決定システム」ともいえる産業別最低賃金制度は、上記 1.2. に示した労働市場変化の中で、その機能や役割がますます重要になってきている。
- (3) 産業別最低賃金は、こうしたわが国特有の労使関係の土壌のうえに、当該産業労使の団体交渉の補完的機能を有した産業毎の最低賃金決定システムとなっている。企業内最低賃金協定締結などによる合意形成（申出要件の確保）を取り組みの基礎としながら、当該産業労使の話し合い、地域における審議会（地方最低賃金審議会、同審議会における当該産業労使による専門部会）での労使合意を前提とした決定を行っており、この取り組みが地域や当該産業における労使関係の安定や事業の公正競争確保に果たしている役割は大きいといえる。国としても、こうした機能と役割の重要性に鑑み、産業別最低賃金の拡充に向けた政策強化をはかるべきである。具体的には、高齢化の進展や産業構造の変化を踏まえ、医療、介護などの福祉、自動車運転手などの分野への拡充が求められる。〔労働組合の産業別最低賃金の取り組み事例（資料）参照〕

以上

【電機連合における法定最低賃金の取り組みスケジュール】

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
電機連合本部	<ul style="list-style-type: none"> ●全国最賃担当者会議の開催(取り組み方針決定) ●春闘における企業内最低賃金要求方針の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●春闘要求(企業内最低賃金改定の要求) ●業界団体(電機・電子・情報通信産業経営者連盟)への協力要請 ●地方労働局への意向表明状況調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●加盟組合への最低賃金協定の締結・必要性の機関決議等に関する要請 ●意向表明状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ●加盟組合への、最低賃金協定・最低賃金必要性の決議書の提出要請 		<ul style="list-style-type: none"> ●産業別最低賃金申し出内容調査の実施(配布) 	<ul style="list-style-type: none"> ●産業別最低賃金申し出状況の把握 ●改正審議日程、金額改正状況調査の依頼 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">必要性審議状況の把握</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">金額審議・決定状況の把握・伝達 (地方との連携)</div>		
加盟組合		<ul style="list-style-type: none"> ●春闘要求提出 	<ul style="list-style-type: none"> ●春闘回答・妥結(最賃協定の締結) 	<ul style="list-style-type: none"> ●電機連合本部、地協への企業内最賃協定書・決議文・個人署名等の提出 ●会社に対して申請の取り組みについての通知や話し合いなど(単組や支部レベルなど) 								
地協	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">地協労使会議の開催 経営側との話しあい (通年的な取り組み)</div>		<ul style="list-style-type: none"> ●地方労働局への金額改正の意向表明 	<ul style="list-style-type: none"> ●申請準備 地協加盟組合の最低賃金協定・決議、未組織労働者の個人署名、委任状等、申請書類の取りまとめ、改正審議資料の作成 経営側に対して申請の取り組みについての通知や話し合い 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">改正の申請</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">地方ブロック毎の対策会議 (全国7ブロック)</div>			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">金額審議・決定状況の報告</div>			



本年も宮城県「電機産業の産業別最低賃金」の改訂に取り組みます。水準改訂への署名運動にご協力下さい！

電機産業の法定産業別最低賃金は、電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業に登録されている宮城県内の各事業所において法的に遵守義務を負う制度として確立されております。私達労働組合は、昨年と同様今年度も電機産業における最低賃金の改訂に努力をしております。今年も皆様のご協力をお願い申し上げます。

法定最低賃金は「県最低賃金」と「産別最低賃金」の2種類があり、毎年宮城労働局・最低賃金審議会で審議を行い、その審議結果を踏まえ宮城労働局と労働基準監督署が県内の事業主に公布し、遵守をしていただいております。電機産業の産別最低賃金改訂の手続きは、県内における電機産業就業者全体の1/3の結集を経て宮城労働局長への改訂申請が必要となります。産別最低賃金改訂申請手続は、改訂申請を行わなければ水準がそのまま据え置きとなってしまいます。

現在、県内における電機産業の労働者は、約35,000人であり、労働組合等の組織労働者数は約6,500人程となっており組織労働者だけでは1/3の改訂申請要件を満たしておりません。電機産業と各事業所の発展には、公正な賃金水準の確立とそこに働く人々の生活向上が必要となります。県内の電機産業に働く者が、一致協力して職場と働く者の生活を守り発展させるためにも電機産業の最低賃金を育てて行かなければなりません。労働組合のない事業所で働く方々にもご賛同とご協力をいただき、私達労働組合の努力と皆様の署名を合わせ、改訂申請に必要な結集を図るべくご協力をお願い申し上げます。

尚、この署名は最低賃金改訂申請以外には一切使用致しません。本件に関する問い合わせは、下記の幹事組合までお願い致します。

現在の最低賃金水準

県最低賃金

県内すべての労働者（臨時・パート・アルバイト含む）に適用されております。実質的には、産業別最低賃金適用労働者以外を対象としております。

- ◆ 時間額：617円
- ◆ 発効日：平成14年10月2日

電機産業の産別最低賃金

県内の電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業の当該労働者を対象に、県最低賃金より高い水準で決められております。各事業所は、その金額を下回って雇用することは出来ません。

- ◆ 時間額：697円
- ◆ 発効日：平成15年12月15日

2004.4.1発行

連合・宮城 日本労働組合総連合会宮城県連合会

〒980-0014 仙台市青葉区本町二丁目12番7号 ハーネル仙台7F

TEL:022-263-9762

幹事
産別

電機連合 宮城地方協議会

仙台市青葉区本町二丁目12番7号 ハーネル仙台8F
TEL:022-715-0232 FAX:022-715-0233

JAM宮城

仙台市青葉区本町二丁目12番7号 ハーネル仙台7F
TEL:022-223-2642 FAX:022-722-1216